

休眠預金等活用法に係る異動事由

1. (本書の位置づけ)

当行は、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱うものです。本書の定めがないものは、「休眠預金等活用法に係る預金取引規定」の定めによるほか、当行が定める本預金にかかる取引規定の定めにより取扱います。

2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者および相続人等その他の「休眠預金等活用法に関する預金取引規定」が適用される預金（以下、「本預金」といいます。）にかかる債権を有する者（以下、「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（本預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - ① 当行が公告すべき事項
 - ② 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ③ 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 当行が金融庁からの認可を受けた異動事由（本預金の種類ごとの異動事由は下記参照）
 - ① 預金者からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下、「規則」といいます。）第4条第3号第1号）
 - ② 預金者からこの預金について借入金の返済に利用する旨の申し出があったこと（規則第4条第3項第4号）
 - ③ 総合口座通帳に記帳されている普通預金、定期預金、貯蓄預金のいずれかの預金、および「総合口座取引規定」にもとづく積立式定期預金（自由型・おまとめ型）について、前記（1）（2）（3）および（4）①に掲げるいずれかの事由が生じたこと（規則第4条第3項第6号）

【本預金の種類及び認可を受けた異動事由】

預金等の種類	認可を受けようとする事由	認可を必要とする理由
普通預金 規定:普通預金規定・無利息型普通預金規定	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則(以下本表において「規則」という。)第4条第3項の以下の各号 (1)第1号のうち、以下の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越 (2)第4号 (3)第6号	第1号:従来の睡眠預金における利益金処理対象に該当するまでの期間の起算点に係る取扱いを踏襲するため 第4号:異動事由とすることで、預金者等が預金等の存在を認識する機会を増やすため 第6号:役務の提供について一括して契約が締結された商品であり、預金者等が預金等の存在を認識する機会が確保されるため
スーパー定期預金 規定:自由金利型定期預金(M型)規定・自動継続自由金利型定期預金(M型)規定	規則第4条第3項の以下の各号 (1)第1号のうち、以下の事由 ①預金通帳若しくは証書の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越 (2)第6号	第1号:従来の睡眠預金における利益金処理対象に該当するまでの期間の起算点に係る取扱いを踏襲するため 第6号:役務の提供について一括して契約が締結された商品であり、預金者等が預金等の存在を認識する機会が確保されるため
自由金利型定期預金 規定:自由金利型定期預金規定・自動継続自由金利型定期預金規定	規則第4条第3項の以下の各号 (1)第1号のうち、以下の事由 ①預金通帳若しくは証書の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越 (2)第6号	同上
自由金利期日指定定期預金 規定:自由金利期日指定定期預金規定・自動継続自由金利期日指定定期預金規定	規則第4条第3項の以下の各号 (1)第1号のうち、以下の事由 ①預金通帳若しくは証書の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越 (2)第6号	同上
変動金利定期預金	規則第4条第3項の以下の各号 (1)第1号のうち、以下の事由	同上

規定:自動継続変動金 利定期預金規定	①預金通帳若しくは証書の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越 (2)第6号	
積立式定期預金(自由 型・おまとめ型) 規定:積立式定期預金 (自由型)規定・積立式 定期預金(おまとめ型) 規定	規則第4条第3項の以下の各号 (1)第1号のうち、以下の事由 ①預金通帳若しくは証書の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越 (2)第6号	同上
積立式定期預金(目標 型) 規定:積立式定期預金 (目標型)規定	規則第4条第3項第1号のうち、以下 の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越	従来の睡眠預金における利益金処 理対象に該当するまでの期間の起 算点に係る取扱いを踏襲するため
積立定期預金 規定:積立定期預金規 定	規則第4条第3項第1号のうち、以下 の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越	同上
通知預金 規定:通知預金規定	規則第4条第3項第1号のうち、以下 の事由 ①預金通帳若しくは証書の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越	同上
納税準備預金 規定:納税準備預金規 定	規則第4条第3項第1号のうち、以下 の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越	同上
貯蓄預金 規定:貯蓄預金規定	規則第4条第3項の以下の各号 (1)第1号のうち、以下の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越	第1号:従来の睡眠預金における利 益金処理対象に該当するまでの期 間の起算点に係る取扱いを踏襲す るため 第6号:役務の提供について一括し

	(2)第6号	て契約が締結された商品であり、預金者等が預金等の存在を認識する機会が確保されるため
定期積金 規定:スーパー積金規定	規則第4条第3項第1号のうち、以下の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越	従来の睡眠預金における利益金処理対象に該当するまでの期間の起算点に係る取扱いを踏襲するため
総合口座 (ワンパック口座含む) 規定:総合口座規定・総合口座規定(無利息型普通預金用)	規則第4条第3項の以下の各号 (1)第1号のうち、以下の事由 ①預金通帳の発行 ②預金通帳の記帳 ③預金通帳の繰越 (2)第6号	第1号:従来の睡眠預金における利益金処理対象に該当するまでの期間の起算点に係る取扱いを踏襲するため 第6号:役務の提供について一括して契約が締結された商品であり、預金者等が預金等の存在を認識する機会が確保されるため

3. (規定の適用範囲)

本規定が適用される範囲は以下のとおりです。

当座勘定規定(一般当座用)・当座勘定規定(専用約束手形口用)・総合口座規定・総合口座規定(無利息型普通預金用)・普通預金規定・無利息型普通預金規定・貯蓄預金規定・通知預金規定・納税準備預金規定・自由金利期日指定定期預金規定・自動継続自由金利期日指定定期預金規定・自動継続変動金利定期預金規定・自由金利型定期預金(M型)規定・自動継続自由金利型定期預金(M型)規定・自由金利型定期預金規定・自動継続自由金利型定期預金規定・積立式定期預金(目標型)規定・積立式定期預金(自由型)規定・スーパー積金規定・積立式定期預金(おまとめ型)規定・積立定期預金規定

以上

(2017.12.18 制定)

(2019.04.01 改定)